

大阪府医師会勤務医部会規約施行細則

| | |
|------------------|--------|
| 昭和 48 年 2 月 27 日 | 制 定 |
| 昭和 49 年 9 月 24 日 | 一部改正 |
| 昭和 51 年 1 月 30 日 | 別表一部改正 |
| 昭和 53 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 昭和 61 年 5 月 27 日 | 一部改正 |
| 平成 11 年 6 月 1 日 | 一部改正 |
| 平成 17 年 6 月 1 日 | 一部改正 |

第 1 章 組 織

(組 織)

第 1 条 大阪府医師会会員である勤務医は全て本部会の部会員とする。

ただし、規約第 6 条第 1 項の規定により大阪府医師会会長が指名する役員、ならびに勤務医でない大阪府医師会会員で本部会に入会を希望するものは常任委員会の承認を経て部会員とすることができる。

第 2 章 役 員

(常任委員の選出)

第 2 条 常任委員は各ブロックより 2 名ずつ選出する。

なお部会員数が 400 名を超えるブロックにおいては 400 名を超すごとに 1 名を追加することができる。

2 前項に基づきブロックより選出される常任委員は、原則として当該ブロック内の郡市区等医師会に所属していなければな

らない。

ただし、5 大学および府庁・市役所医師会所属の場合を除く。

3 常任委員選出の基準となる部会員数は、役員改選前年 12 月 1 日現在の大阪府医師会会員名簿(同日午後 5 時までに入会申込書が大阪府医師会に受理され、同日付けで入会を承認された会員を含む。)に登載された部会員による。

(役員の変動等)

第 3 条 規約第 6 条第 1 項の規定により大阪府医師会会長が指名する部会長または副部会長が任期中に異動、退職等によって部会員の資格を喪失したときは、大阪府医師会会長は補欠の部会長または副部会長を指名するものとする。

また、規約第 6 条第 1 項の規定により大阪府医師会会長が指名する常任委員が任期中に異動、退職等によって部会員の資格を喪失したときは、大阪府医師会会長は補欠の常任委員を指名することができる。

2 規約第 6 条第 2 項の規定により選任さ

れた副部長が任期中に異動、退職等によって部会員の資格を喪失したときは、部長は補欠の副部長を指名するものとする。ただし、次回総会において承認を得なければならない。

3 規約第6条第3項の規定により各ブロック委員の中から選出された常任委員が任期中に異動、退職等によって部会員の資格を喪失したときは、当該ブロックにおいて補欠の役員を選出することができる。

4 前項の規定にかかわらず、規約第6条第3項の規定により各ブロック委員中から選出された常任委員が部会員の資格を有したまま当該ブロック以外のブロックに異動したときは、補欠の役員を選出するか、または異動した役員が引続きその職務を行うことができる。

ただし、規約第8条に規定される当該役員の任期中に限る。

第3章 ブロック委員

(ブロック委員の選出)

第4条 ブロック委員はブロック単位(5大学医師会、2行政医師会所属の部会員を含む)で選出する。

その選出は、原則、部会員20名以上が所属する病院はブロック委員1名を選出し、その他に所属する部会員50名につきブロック委員1名とし、その端数を超すごとに1名を加える。

2 ブロック委員選出の基準となる部会員数は、第2条第3項に規定する常任委員選出基準と同様とする。

(ブロック委員の異動等)

第5条 ブロック委員が任期中に異動、退職等によって部会員の資格を喪失したときは、当

該ブロックにおいて補欠のブロック委員を選出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ブロック委員が部会員の資格を有したまま当該ブロック以外のブロック、または5大学および府庁・市役所医師会に異動したときは、補欠のブロック委員を選出するか、または異動したブロック委員が引続きその職務を行うことができる。

第4章 委員総会

(委員総会の議事)

第6条 委員総会への出欠は、事前に事務局を通じ部長に届け出るものとする。

ただし、委任状をもって出席を行使することができる。

第5章 ブロック委員会およびブロック構成

(ブロック委員会)

第7条 ブロック委員はブロック委員会を組織し、部会活動の推進にあたる。

2 各ブロック委員会に会計担当者および監事を置き、適正な会計処理を行うものとする。

(ブロック構成)

第8条 ブロック構成は別表のとおりとする。各ブロックの事務所はブロック内に設置するものとする。

第6章 雑 則

(細則に定めない事項)

第9条 この細則に定めない事項については、部長は常任委員会の議を経てこれを行う

ことができる。

附 則

(規約施行細則の改廃)

(施行期日)

第10条 この細則を改廃する場合は委員総会の承認を要する。

第1条 本規約は平成17年6月1日より施行する。

勤務医部会ブロック別構成

| ブ ロ ッ ク | | 地 域 割 |
|------------------|-------------------|---|
| 大 阪 府 内 | 第 1 (豊 能) ブロック | 豊中市、池田市、吹田市、箕面市、能勢町、豊能町、大阪大学 |
| | 第 2 (三 島) ブロック | 高槻市、茨木市、摂津市、島本町、大阪医科大学 |
| | 第 3 (北河内) ブロック | 守口市、寝屋川市、門真市、枚方市、大東市、四條畷市、交野市、関西医科大学 |
| | 第 4 (中河内) ブロック | 東大阪市、八尾市、柏原市 |
| | 第 5 (南河内) ブロック | 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、近畿大学 |
| | 第 6 (堺) ブロック | 堺市 |
| | 第 7 (泉 州) ブロック | 岸和田市、貝塚市、泉大津市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町 |
| 大 阪 市 内 | 第 8 (大阪市北部) ブロック | 北区、都島区、淀川区、東淀川区、旭区 |
| | 第 9 (大阪市西部) ブロック | 福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区 |
| | 第 10 (大阪市東部) ブロック | 中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区 |
| | 第 11 (大阪市南部) ブロック | 阿倍野区、住吉区、住之江区、東住吉区、平野区、西成区、大阪市立大学 |

※ 大阪府庁、大阪役所関係は勤務地が所在するブロックに入る。